

## 高齢受給者証を送付します

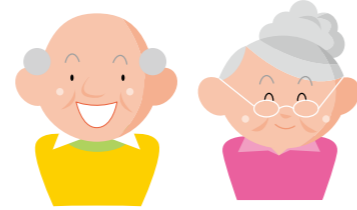
国民健康保険に加入している 70 歳から 74 歳までの人

★保険課 ☎ 1116

国民健康保険に加入している 70 歳から 74 歳までの人に、「高齢受給者証」を交付しています。この受給者証には医療費の自己負担割合が記載されているため、医療機関受診の際には保険証と併せて提示が必要です。

受給者証は、毎年 8 月 1 日に更新され、新しい受給者証は、対象者全員に 7 月下旬に郵送します。これから 70 歳になる人は、70 歳の誕生日の翌

月（1 日が誕生日の人はその月）から受給者証が交付され、誕生月の月末（1 日が誕生日の人は前月末）に発送します。



## 後期高齢者医療制度で医療を受けている人へ

★保険課 ☎ 1245

### 後期高齢者医療被保険者証が 8 月 1 日に更新されます

新しい後期高齢者医療被保険者証（以下、保険証）を 7 月中旬に簡易書留で送付します。7 月末日までに届かない場合はお問い合わせください。古い保険証は保険課（市役所 1 階）又は市民福祉課（アスパアこだま内）の窓口へ返却するか記載内容がわからないように裁断するなどして、ご自身で処分してください。

### 医療機関での窓口負担割合が見直されます

後期高齢者医療制度の被保険者が医療機関で受診する場合の自己負担割合は、前年中の所得などをもとに判定を行います。負担割合は新しい保険証に記載してありますのでご確認ください。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証について

被保険者が住民税非課税世帯（世帯全員が所得の申告をお済みで住民税非課税の世帯）の人は、申請により医療機関での支払いが負担区分に応じた金額までとなる限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、限度額認定証）を発行しています。

前年度に限度額認定証を発行された人で、今年度も非課税世帯の人には、新しい限度額認定証を保険証に同封して送付します。

### 後期高齢者医療保険料率が改定されます

後期高齢者医療制度の保険料率は、2 年に一度見直しが行われます。今年度、保険料率が次のとおり改定となりました。

改定前（平成 26・27 年度の保険料率）

均等割額 42,440 円  
所得割額 8.29%

改定後（平成 28・29 年度の保険料率）

均等割額 42,070 円  
所得割額 8.34%

### 保険料の納め方

決定通知書等を 7 月中旬に送付します。お手元に決定通知書等が届きましたら、後期高齢者医療保険料の納め方をご確認ください。

#### 特別徴収

対象者は、基礎年金額が年 18 万円以上の人です。ただし、介護保険料額と後期高齢者医療保険料額との合計額が年金額の 2 分の 1 を超える場合は、普通徴収となります。

年 6 回の年金支給の際に、年金の受給額から後期高齢者医療保険料が天引きされます。

#### 普通徴収

送付した納付書等で、納期内に指定された金融機関等で納めていただきます。また、口座振替が利用できます。口座振替を希望する人は、金融機関の窓口で手続をしてください。

## 国民健康保険限度額適用認定証更新のお知らせ

★保険課 ☎ 1116

現在交付されている「国民健康保険限度額適用認定証（又は限度額適用・標準負担額減額認定証）」の有効期限は、7 月末日となっています。

8 月以降も引き続き入院治療や高額な外来診療を受ける場合は、忘れずに更新の手続きをしてください。

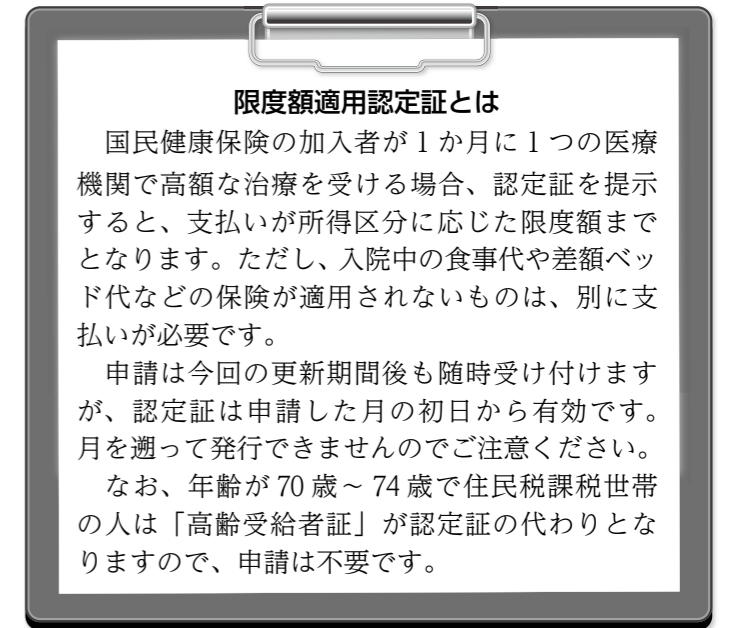
**更新期間** 7 月 19 日(火)～ 8 月 31 日(水)

**受付場所** 保険課（市役所 1 階）  
市民福祉課（アスパアこだま内）

**用 意** 国民健康保険被保険者証  
印鑑（朱肉を必要とするもの）

※国民健康保険税に滞納があると、認定証の交付を受けられません。

※転入や未申告等で所得が不明な場合、上位所得者の区分となりますのでご注意ください。



## 医療の受け方を見直しましょう

★保険課 ☎ 1116

### 薬代が安くなる ジェネリック医薬品を使いましょう

ジェネリック医薬品は、新薬と同一の有効成分が使われ、国の安全基準を満たして製造されている薬です。新薬に比べ価格が安く設定されているため、薬代の負担を軽くすることができます。医師や薬剤師に相談し、積極的に利用しましょう。※医師の指示により、利用できない場合もあります。医師の指示に従って活用しましょう。

### 年に一度、健康診断の受診で 早期発見・早期治療

病気の発見が遅れると、病状が深刻になってしまふばかりでなく、治療期間の長期化や、治療にかかる費用の増大にもつながってしまいます。

病気が知らない間に進行してしまうことを防ぎ、早期発見・早期治療を行うために、年に一度は特定健診や人間ドックを受診し、自身の健康状態を確認しましょう。

### 重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診すると、医療費を増やしてしまうだけでなく、検査や処置、投薬などを何度も行うことによって、体に余計な負担や副作用を与えてしまう危険があります。セカンドオピニオンを求めるなどの理由なく、自己判断で複数の医療機関を受診するのは避けましょう。

### 病気や健康に不安を感じたとき相談できる「かかりつけ医」を持ちましょう

病気になったときや、健康に不安を感じたときに相談に乗ってもらえる「かかりつけ医」を持つようにしましょう。

必要があれば、かかりつけ医から適切な病院を紹介してもらうことができます。紹介状を持たずに最初から大きな病院を受診すると、検査までの時間や費用が余計にかかってしまいます。自身の健康について気になることがあったら、まずはかかりつけ医に相談してみましょう。